

告 示

埼玉県告示第千十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、見沼代用土地利用改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和二年九月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	羽 鳥 富士郎	埼玉県行田市大字須加四千四百九十二番地